

# 超高齢社会の中の弁護士

## 第1章 超高齢社会の現実と施策・弁護士会の活動

超高齢社会の法的ニーズは新たな局面を迎えています。現在、日本では年間出生数は100万人を下回っていますが、団塊の世代は平均年間260万人が出生していました。高齢者間の格差の問題、独居高齢者の死亡に伴う空き家、所有者不明の土地問題、相続財産管理人など、多くの「新たな課題」が出現しています。

高齢者に弁護士の力を届けたい。

私たちは、家庭裁判所、法テラス等の関係機関、地域包括支援センター、行政等と、どのように連携をとりながら、どのような領域に活動を広げていくことができるのか。本年度のテーマとして考えてみたいと思います。

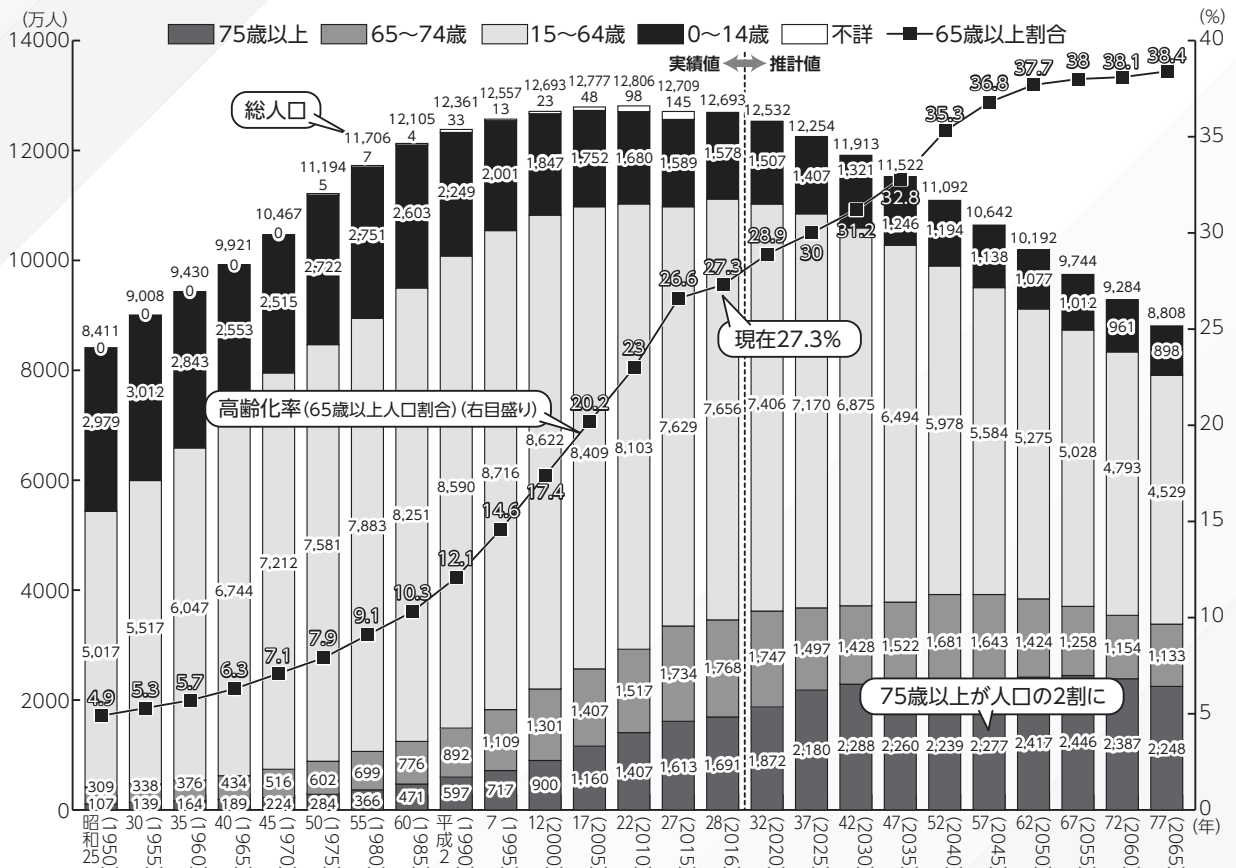
副会長 大橋 さゆり

### 1 はじめに-超高齢社会を迎える日本

日本は、2016年（平成28年）の高齢者（65歳以上）人口は3459万人、総人口に占める割合（高齢化率）は27.3%となり、すでに4人に1人が高齢者という「超高齢社会」

となっている。今後この割合は高くなり、2060年には38.1%になると推計されている。そして長寿化の進行により、高齢者人口の中でも、75才以上の後期高齢者人口が、2045年には総人口の2割を超えると推計されている【図1】。

【図1】高齢化の推移と将来推計



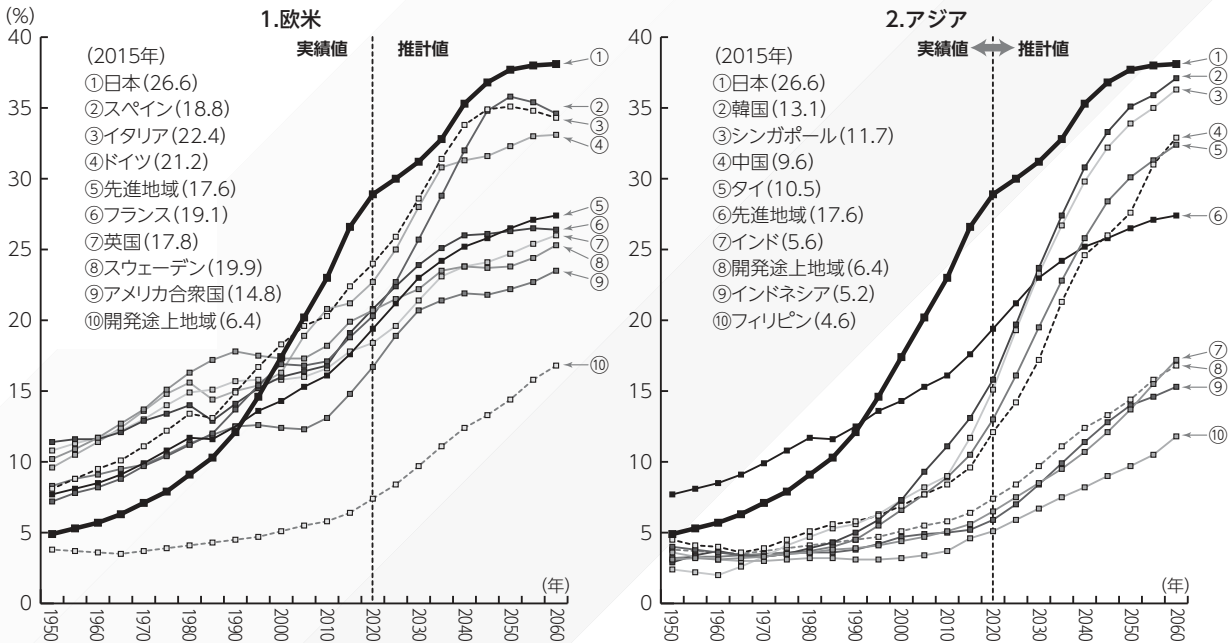
資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2016年は総務省「人口推計(平成28年10月1日確定値)」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果  
 (注) 2016年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(参考表)」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

このような急速な高齢化は欧米では経験のない事態であり、アジア諸国においても突出した状況にあるが、20年のずれをもって、韓国、中国、シンガポール、タイ等のアジア諸国も同様の急激な高齢化を迎える【図2】。その意味では、世界的にも、アジア諸国からも、日本にお

ける超高齢社会の行く末には大きな関心が寄せられているところでもある。

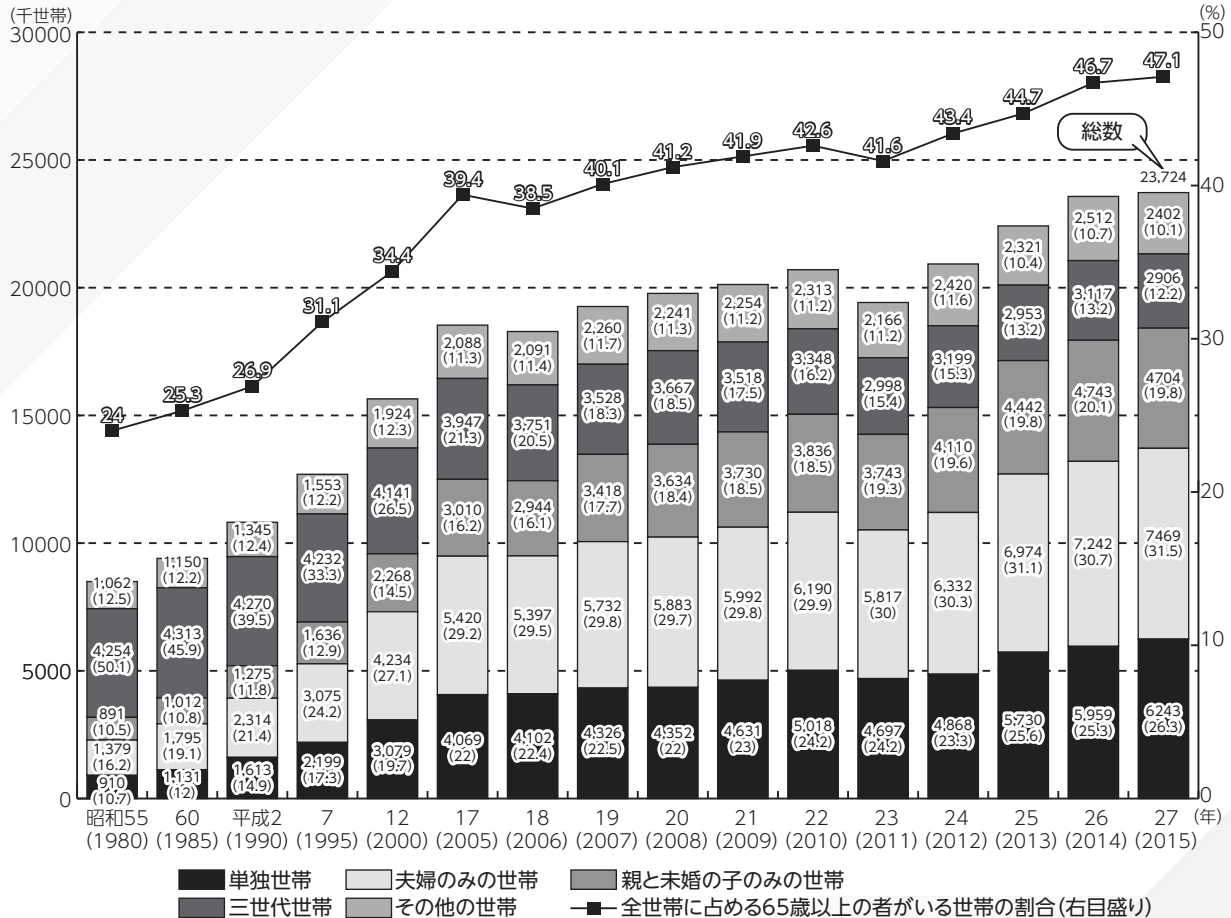
その上重要な日本の高齢者世帯の状況は、その多くが高齢者独居世帯と高齢者夫婦のみ世帯が占めていくという事態である【図3】。都市部では、高度経済成長時代に

【図2】世界の高齢化率の推移



資料：UN, World Population Prospects: The 2015 Revision ただし日本は、2015年までは総務省「国勢調査」  
 2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果による。  
 (注) 先進地域とは、北部アメリカ、日本、ヨーロッパ、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域をいう。  
 開発途上地域とは、アフリカ、アジア(日本を除く)、中南米、メラネシア、ミクロネシア及びポリネシアからなる地域をいう。

【図3】65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合(世帯構造別)と全世帯に占める65歳以上の者がいる世帯の割合



資料: 昭和60年以前の数値は厚生省「厚生行政基礎調査」、昭和61年以降の数値は厚生労働省「国民生活基礎調査」による  
 (注1) 平成7年の数値は兵庫県を除いたもの、平成23年の数値は岩手県、宮城県及び福島県を除いたもの、平成24年の数値は福島県を除いたものである。  
 (注2) ( )内の数字は、65歳以上の者のいる世帯総数に占める割合(%)  
 (注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

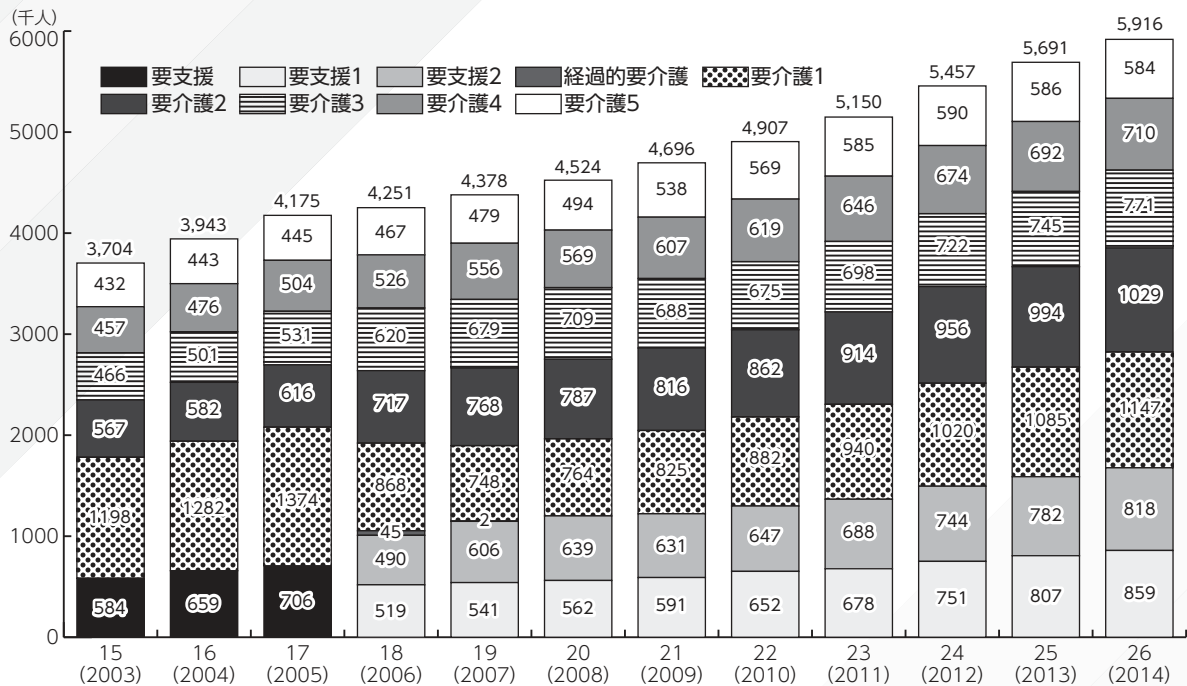
急速に都市人口が増加し、地縁・血縁と切り離されたまま高齢化を迎えていること、地方では、近年の経済活動の都市部への集中により若年層が地方に残れないことから、都市部・地方のいずれにも高齢者のみの世帯の増加が進行している。

今後は特に都市部での高齢者独居世帯の進行が顕著となり、その中でも大阪府・大阪市はもっとも独居世帯・高齢者のみ世帯の割合が高い都市となると推計されている。

こうした世帯においては、従来のような家族による関わりを前提とした対応は困難であり、地域社会や公的な支援による取組が求められている。

特に、これら高齢者人口のうち、介護保険の要介護認定を受けている人口は2014年（平成26年）で約600万人であり【図4】、何らかの介護サービスを受給していると推測されるとともに、認知症高齢者については、推計値ではあるが、2015年（平成27年）で約500万人とされ、10

【図4】第1号被保険者（65歳以上）の要介護度別認定者数の推移



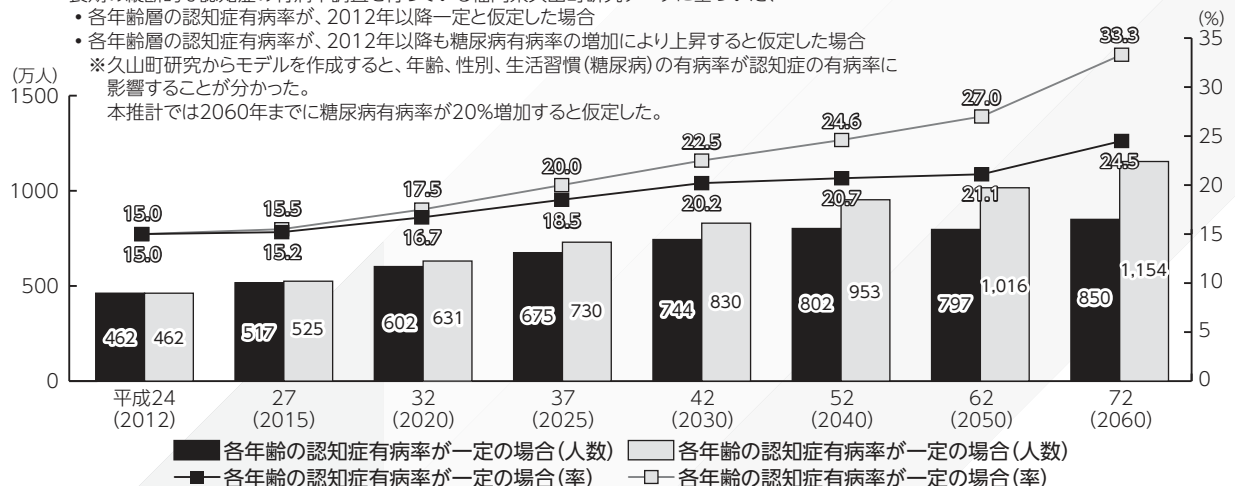
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

（注1）平成18年4月より介護保険法の改正に伴い、要介護度の区分が変更されている。

（注2）平成22（2010）年度は、東日本大震災の影響により、報告が困難であった福島県の5町1村（広野町、楢葉町、富岡町、川内村、双葉町、新地町）を除いて集計した値

【図5】65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率

長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている福岡県久山町研究データに基づいた、  
 ・各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合  
 ・各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合  
 ※久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣（糖尿病）の有病率が認知症の有病率に影響することが分かった。  
 本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。



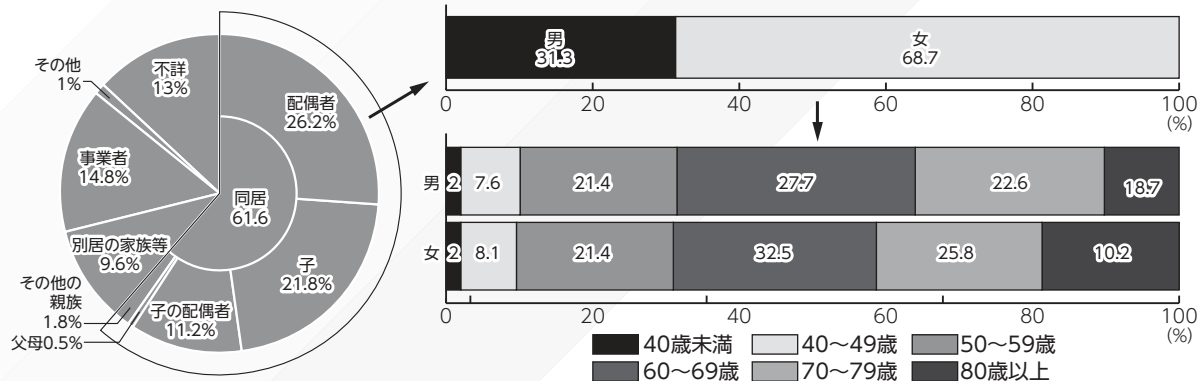
資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授より内閣府作成）

年後には800万人になるとも言われている【図5】。

高齢者だけの世帯の増加に、こうした介護を必要とする高齢者、認知症への支援を必要とする高齢者の急増を重ねあわせると、高齢者世帯への全般的な社会の取組が一層求められることになる。

家族と同居している世帯においても、80代の夫を80代の妻がみるという老々介護だけでなく、80代～90代の介護を要する親を50代～60代の子がみなければならず、その子にも支援が必要であるという「80・50」問題が深刻化してきている【図6】。

【図6】要介護者等からみた主な介護者の続柄



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成25年)

(注)主な介護者の年齢不詳の者を含まない。

## 2 日本の高齢者施策展開の概括

- (1) このように急速な超高齢社会を迎えている日本において、高齢者に関する施策と法整備が大きく展開したのは2000年(平成12年)以降のことである。それまでの高齢者福祉施策は、老人福祉法の下での救済施策に留まり、家庭の介護力を前提としていたが、本人の自立支援を理念とし、高まる公的介護サービスのニーズに応えるため、普遍的・一般的な制度構築をめざして介護保険制度が導入され、併せて、認知症高齢者等判断能力の減退した高齢者等への支援策として、民法の大幅改正による「成年後見制度」が発足した。
- (2) その後さらに、後期高齢者医療制度の創設、老齢基礎年金受給者範囲の拡大などが図られた一方、高齢者世帯の孤立化(孤独死)や家族による高齢者虐待、消費者被害の増大などが次第に顕著となり、地域で高齢者を支援する「地域包括ケアシステム」の必要性が自覚され、2006年(平成18年)、介護保険法改正による地域包括支援センターの設置と高齢者虐待防止法が制定された。
- (3) また介護保険制度は介護サービス利用者を急増させた点で効果的な施策であったが、事業者負担がない介護保険の財源をめぐる保険料の高騰、施設の乱立や人材不足による介護サービスの質の確保が課題となっており、介護事故を巡る紛争や裁判例が増加するとともに、近時、施設内虐待の増加も課題となっている。

- (4) 認知症高齢者の急増については、早期発見・早期対応のため、2015年(平成27年)には「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)が策定され国家戦略として展開されているが、地域での見守り、保護監督責任の所在、医療同意、認知症による交通事故や刑事事件など、新たに対応すべき法的課題も次々と生じている。さらに、2014年(平成26年)1月に批准した障害者権利条約を踏まえ、認知症高齢者の意思決定支援と成年後見制度の見直しの議論も高まっている。
- (5) このような中、日本弁護士連合会及び各地の弁護士会は、2000年(平成12年)を前後して、高齢者・障害者の権利擁護を目的とする委員会や相談センターを次々と立ち上げ、各地で高齢者の権利擁護のための相談窓口と担い手の養成を行い、具体的な支援の実践を展開するとともに、日弁連を中心として、各課題ごとに、法制度への提言や運用改善などを求める活動を展開してきた。
- (6) 以上の日本における高齢者施策の近時の全般的な状況を踏まえつつ、次号から7月号にかけて、弁護士・弁護士会がこれまで担ってきた法制度の運用や実践上の課題、具体的には、①成年後見制度、②高齢者虐待防止法、③高齢者の消費者被害の救済、④介護事故・トラブルへの対応、⑤認知症高齢者をめぐる法的検討の5点について、これまでの活動の到達点と今後求められる役割について、問題提起をすることとする。